2026 年 11 月 13 日
博多運輸株式会社

お客様各位

通関業務における料金の改定に関するお知らせ

博多運輸株式会社（本社：福岡市博多区、代表取締役社長：渡邊智大、以下「当社」）は、2026 年 12 月 1 日より通関業務における各種料金を改定いたしますので、お知らせいたします。

当社はこれまで、2017 年の通関業法改正（通関料金の上限撤廃）以降も、1995 年に改定された通関料金の上限金額を基本とした料金水準を維持するため、業務プロセスの見直しや業務効率化、コスト削減に継続して取り組んでまいりました。

しかしながら、近年の労働市場の変化に伴う人件費の上昇に加え、経済連携協定(EPA)の拡充や各国の規制強化への対応、法令該非判定の確認など、業務の高度化・専門化が進んでおります。また、適正な業務運営や情報管理体制の強化を目的としたシステム投資・デジタル化対応に係る費用も年々増加しております。

当社では、これらの環境変化に対応しながら現行料金の維持に努めてまいりましたが、今後も安定的かつ高品質なサービスを提供していくためには、料金体系の見直しが不可欠との判断に至りました。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、通関業務における各種料金体系を下記のとおり改定させていただきます。今後も法令遵守の徹底とサービス品質の向上に努め、お客様に信頼いただける通関サービスを提供してまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象：各種通関申告および保税関連申請の基本料金
 （少額貨物の簡易通関扱いを含む）
2. 内容：現行料金に対して約 25％の増額
3. 改定日：2026 年 12 月 1 日（火）委託分より順次適用開始

以上